

第 70 号議案

令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第 1 条 令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	12,500,775 千円	317 千円	12,501,092 千円
第 3 項 特別利益	316 千円	317 千円	633 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	12,084,916 千円	34,550 千円	12,119,466 千円
第 4 項 特別損失	0 千円	34,550 千円	34,550 千円

（資本的収入の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,628,477千円は、減債積立金607,349千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,288千円、過年度分損益勘定留保資金575,939千円、及び当年度分損益勘定留保資金1,194,901千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第 1 款 資本的収入	4,569,766 千円	1,315 千円	4,571,081 千円
第 1 項 企業債	3,410,900 千円	△ 136,000 千円	3,274,900 千円
第 3 項 補助金	1,063,884 千円	135,903 千円	1,199,787 千円
第 6 項 固定資産売却代金	0 千円	1,412 千円	1,412 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (建設改良)	2,815,900  千円	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時から据置を含み40年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。	2,679,900  千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第10条本文を削除する。

令和5年(2023年)8月29日 提出

東京都町田市市長 石 阪 丈 一